

「御請一札之事」(西角井家文書No.二七二三)

【書き下し】

御請一札之事

一和宮様御下向ニ付當(当)

御社内非常之節御立退場所ニ

相成候而者

御用向相嵩、村役人手廻り兼差支

相成候而者難相成、依之當(当)分之内、私共

組頭役被 仰付御用向相達候様

被 仰付、承知奉畏候、然ル上者

御用村用大切ニ相勤、村役人供々精々

御差支不相成様可仕候、依之御請一札

差上申所如件

一ノ宮神領

文久元酉年

上落合村

十月日

房次郎^印

幸藏^印

百姓代

惣助^印

御地頭所様

御役人中様

【読み下し】

御請け一札の事

一つ、和宮様御下向に付き當（当）

御社内非常の節、御立ち退き場所に

相成り候ては

御用向き相嵩み、村役人手廻り兼ね差し支え

相成り候ては相成り難く、これにより當（当）分の内、私共

組頭役仰せ付けられ、御用向き相達し候様

仰せ付けられ、承知畏み奉り候、然る上は

御用村用大切に相勤め、村役人供々精々

御差し支え相成らざる様仕るべく候、これにより御請一札

差し上げ申す所、件の如し

一ノ宮神領

文久元酉年

上落合村

十月日

房次郎^⑨

幸藏^⑨

百姓代

惣助^⑨

御地頭所様

御役人中様